

「マイナ経歴証明書」のご案内

令和7年3月24日から、マイナンバーカードと
運転経歴証明書を一体化した「**マイナ運転経
歴証明書**」の申請ができるようになりました。



※ マイナ経歴証明書の券面に運転経歴情報の記録の有無は表示されません。

マイナ経歴証明書の使用(提示)方法

- ① スマートフォン等に**専用の読み取りアプリ**をインストール
- ② アプリを起動してマイナ経歴証明書をかざす
- ③ **運転経歴情報**が画面に表示される
- ④ マイナ経歴証明書と一緒に、③の画面を提示



～事業者の皆様へ～

マイナ経歴証明書を提示した利用者には、
運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、**割引等のサービス**
をご提供いただきますよう、お願いいたします。

※ 提示を受けた際は、マイナ経歴証明書とスマートフォン等の画面に表
示されている運転経歴情報の氏名等が同一であることをご確認ください。

「運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール」について
マイナ経歴証明書の開始をもって、シールの交付を中止しますが、これまでに交付済みのシール
をカードケースに貼付したマイナンバーカードが提示された場合は、**引き続き従来と同様の対応**
をしていただきますよう、併せてお願いいたします。